

## ■法令で定められた消毒方法

皮膚に接する器具のうち、カミソリ(レザーカット用を除く)及びカミソリ以外で、血液が付着しているもの又は、その疑いがあるものの消毒は、器具を十分に洗浄した後、何れかの方法により行うこと。

1. 沸騰後 2 分以上煮沸する方法
2. エタノール水溶液(濃度は 76.9%～81.4%)中に 10 分以上浸す方法
3. 亜塩素ナトリウムが 0.1%以上である水溶液中に 10 分以上浸す方法

血液の付着していない器具等の消毒は、十分に洗浄した後、  
上記の何れの方法か、以下の方法のいずれかの方法により行うこと。

1. 紫外線消毒機内の紫外線灯より 1 平方メートルあたり  $85 \mu\text{w}$ 以上の紫外線を連続して 20 分以上照射する方法
2. 80°Cを超える蒸気に 10 分以上ふれさせる方法
3. エタノール水溶液(濃度は 76.9%～81.4%)を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面を拭き取る方法
4. 0.01～0.1%の亜塩酸ナトリウム液(塩素濃度 100～1000 ppm)中に 10 分以上浸す方法
5. 0.1～0.2%の塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム中に 10 分以上浸す方法
6. 0.05%グルコンクロロヘキシン液中に 10 分以上浸す方法
7. 0.1～0.2%の塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン又は、塩酸アルキルジアミノエチルグリシン中に 10 分以上浸す方法